



H28年熊本地震 避難所運営に対する 厚生労働省の取組と検証

平成28年6月17日
厚生労働省

避難所運営に関する厚労省の取組

- 現地対策本部への厚労省職員の派遣
 - ※ 必要に応じて専門家(感染症対策等)の派遣

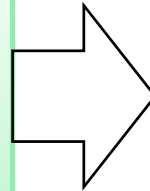
- DMAT、保健師等の県域を越える応援派遣の調整

- 現地の医療調整本部等、県庁と連携したニーズ把握、支援
 - ※ 避難所情報に基づき、医療、保健、福祉ニーズの把握支援、サービス提供体制支援、マッチングの支援を実施
 - ※ 本省、現地対策本部、県、市町村、関係団体がそれぞれ、現状把握、支援についてどう役割分担し、どう集約するかが課題。

避難所における衛生管理・健康対策

【今回の取組と課題】

- 公衆衛生医師等から構成される保健所支援チームが保健所の運営を支援。
- 厚労省において、全国の都道府県、政令市と保健師等の派遣調整を実施（最大69チーム）。
- 保健師等が避難所を巡回し、感染症の予防や指導、健康状態の把握、こころのケアなどを実施。
- 具体的には、以下の対策を、省庁連携により実施。
 - エコノミークラス症候群への対処、感染症対策、食中毒対策、熱中症対策等
 - 避難所でなく、車中泊している者についてどのように対応するかも課題



【今後の方向性】

- 保健師等による避難者のアセスメント結果を集積し、分析する必要。
 - 行政を含めた関係者間でその情報を共有する必要。集積したデータの入力・分析をする事務職員の配置も検討課題。
 - 入力の手間の軽減のためのタブレット端末やソフトウェア開発等も有用。
- 避難所間で衛生管理の差があるため、避難所における衛生管理の好事例を共有し、改善につなげていく必要。
 - 関係省庁間でもノウハウの共有化を図る必要。
- 被災者生活支援チームの連絡調整グループのような、事務レベルの各省横断チーム（現地では現地政府対策本部）や、その下での各省調整の場は重要。
 - （例）トイレ・衛生資材の調達・搬送への対応

避難所における医療救護等

【今回の取組と課題】

- 医療救護について、発災直後はDMAT、その後はJMAT、日赤医療チーム等の多様な医療救護チームが対応
- 医薬品等の供給については、県薬剤師会等を通じて対応

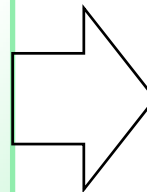
【今後の方向性】

- フェーズごとのニーズに対応して、発災直後の医療支援から、医療救護チームによる医療の支援、その後の地域医療への円滑な移行を進めていく必要
- 多岐のチームから構成される医療救護チームを統括するマネジメント体制を構築し、円滑な支援を実施する必要
- 医療救護チームと保健師等チームが連携して被災者のアセスメントを行い、被災者の負担にならない形で、健康管理を実施し、情報を共有すべき
 - 例えば保健師等チームがスクリーニングして医療ニーズのある被災者を医療救護チームにつなげる。

避難所における要援護者支援等

【今回の取組と課題】

- ケアマネジャーによる相談支援、介護福祉士等による介助等の支援といった、**要援護者の把握と支援を実施。また、適切な避難環境を提供。**
 - 熊本県において、九州各県の旅館ホテル生活衛生同業組合の協力を得て、高齢者、障害者、妊産婦等の特別の配慮を要する方を対象に受入。
- 一部の福祉避難所においては、**一般の避難者が集中したため、福祉避難所としての機能に問題が生じた。**
 - 発災時に、指定避難所、指定以外の避難所の状況が十分に把握できなかった。
 - 避難所でない福祉施設において、施設の倒壊の恐れのある他の施設の入居者の受け入れに加え、施設周辺に居住される方々の避難者が殺到し、介護職員を含めた職員・物資が不足した事例が生じた。
 - 福祉施設は、熊本県で1,000以上存在し、被害状況や食料・ライフライン・避難者の状況を把握することが難しい状況となった。



【今後の方向性】

- **避難者の状況に応じ、適切な避難先へ誘導。**
 - 特に福祉避難所については適切に機能するよう、一般の方向けの近隣の避難所を周知するなど、要支援者に特化した受入が可能となるような方策が必要。
 - なぜ避難者が一部の避難所に集中したか分析するとともに、避難所の耐震化を進め、適切に避難所を配置すべき。
- 旅館・ホテルでの受け入れ等の情報について、**避難所における高齢者、障害者、妊産婦の方への分かりやすい周知。**
 - 避難所における掲示板等
 - 申し出のあった方と受入旅館等とのマッチング手法（選択する指示者の確保と判断基準の統一化）、移動手段の確保等の仕組みの検討
- **福祉施設等の災害時の被災状況やニーズの把握に当たっては、平時から情報伝達ルートを整備しておくことが必要。**
 - 福祉施設等に対し、介護職員等の応援派遣を行った。一方、物資に関しても避難所以外に必要な福祉施設等にも提供するスキームも必要ではないか。
 - 指定外避難所を含めて、災害時に避難所のニーズについて、ケアマネ等や、各省・自治体で収集した情報を共有する仕組みの検討も必要ではないか。

熊本地震現地派遣における経験を踏まえての補足

厚生労働省健康局長
福島靖正

1. 担当した被災者生活支援の内容、期間

(1) 担当した業務

厚生労働省所管にかかる現地業務の総括及び他省庁との調整

主な業務

- ・ 避難所や車中泊・テント泊の避難者の保健衛生対策及び衛生管理
医療救護班・保健師等による健康管理、エコノミークラス症候群対策、感染症対策、食中毒対策、熱中症対策、衛生害虫対策、アレルギー対策（主に食物）、栄養改善対策 等
- ・ 避難所以外の者も含めた保健医療福祉ニーズの把握のための仕組み作り
- ・ 県庁及び市町村職員のメンタルヘルス対策の仕組み作り
- ・ 福祉施設・福祉避難所における人材ニーズ把握とマッチングによる確保
- ・ 水道の復旧状況の把握等

(2) 期間

平成28年4月29日～5月8日

2. 検討すべき課題

(1) 健康管理（メンタルヘルスを含む）

(2) 衛生管理

(3) プライバシー保護、女性への配慮

(4) 避難所の耐震化

(5) その他

自治体職員のメンタルヘルス

医療機関の機能維持